

## 木更津市広告付窓口番号案内表示システム等の設置及び運用業務に関する プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本事業は、朝日新庁舎の市民課及び保険年金課窓口付近に番号案内表示システム等を設置することにより、来庁者への円滑な案内誘導を行うとともに、行政情報や地元企業広告を放映することにより来庁者への情報提供を図ることを目的とする。

### 2. 概要

#### (1) 名称

木更津市広告付窓口番号案内表示システム等の設置及び運用業務

#### (2) 内容

- ① 番号発券機、番号表示パネル、呼出操作機、呼出操作端末、番号案内表示ディスプレイ等からなる窓口番号案内表示システム一式の導入
- ② 機器設置に伴う電気工事等の手配及び作業
- ③ 事業期間中の保守管理、事業期間終了後の撤去及び原状回復
- ④ 行政情報及び民間広告の動画等の作成
- ⑤ 行政情報及び民間企業等を広告主とした広告映像等の上映
- ⑥ 職員に対する機器等の操作研修
- ⑦ 番号発券機等の使用に伴う消耗品の調達

#### (3) 場所

施設名 木更津市役所 朝日新庁舎(令和 8 年 1 月開庁予定)

所在地 木更津市朝日三丁目8番1号

#### (4) 期間

協定締結日から令和12年12月28日まで

※システム等の運用開始日は令和8年1月5日とする。

#### (5) その他

- ① 事業については、広告付番号案内窓口受付システムを提供する事業者の無償提供とする。
- ② 事業の実施に係る一切の費用(機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用)については、事業者の負担とし、本市の費用負担がないこととする。

### 3. プロポーザル方式を採用する理由

当該システムの導入にあたっては、今後の働き方改革やデジタル化に対応し、市民の利便性の向上、職員の業務効率化及び広告事業効果を図るための専門的な知識や高度な発想力が必

要となることから、市へ納入する広告掲載料のみによる競争ではなく、「公募型プロポーザル方式」にて事業者の選定を実施するものである。

#### 4. 事業スケジュール

※日程は予定であり、変更となる場合がある。

| 項目                    | 日程                             |
|-----------------------|--------------------------------|
| ① プロポーザル公募開始・実施要領等公表  | 令和7年8月4日(月)                    |
| ② 質問受け付け              | 令和7年8月4日(月)から<br>令和7年8月8日(金)まで |
| ③ 質問回答                | 令和7年8月15日(金)                   |
| ④ 参加意向申出書、応募資格確認書類の提出 | 令和7年8月22日(金)まで                 |
| ⑤ 参加資格審査結果通知及び提案書提出要請 | 令和7年9月1日(月)                    |
| ⑥ 提案書提出期限             | 令和7年9月1日(月)から<br>令和7年9月5日(金)まで |
| ⑦ プレゼンテーション実施         | 令和7年9月12日(金)                   |
| ⑧ 審査結果通知              | 令和7年9月18日(木)                   |
| ⑨ 協定締結                | 令和7年9月下旬から10月上旬                |

#### 5. 応募資格及び条件

##### (1) 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。

- ① プロポーザル参加意向申出書(様式1)の提出期限日において、木更津市入札参加資格者名簿に登録されている者
- ② 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ④ 過去5年間に於いて、国又は地方公共団体が発注したに広告付窓口番号案内表示システム等の設置及び運用に関する業務を実施した実績のある者

## (2) 応募に関する留意事項

### ① 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させてはならない。

### ② 提出書類の変更・修正の禁止

提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。しかし、本市は、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することがある。

### ③ 虚偽記載の禁止

参加表明書及び資格確認書類、提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とする。

### ④ 費用負担

応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

### ⑤ 応募者の複数提案禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

### ⑥ 責任分担

提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

## 6. 資料の配布

### (1) 配布期間

令和7年8月4日(月)から

### (2) 配布資料

- ① 木更津市広告付窓口番号案内表示システム等の設置及び運用業務公募型プロポーザル実施要領
- ② 木更津市広告付窓口番号案内表示システム等の設置及び運用業務仕様書
- ③ 木更津市広告付窓口番号案内表示システム等の設置及び運用業務公募型プロポーザル各様式

### (3) 配布方法

- ① 木更津市公式ホームページ内「事業者の方へ／入札・契約／公募型プロポーザル方式」からダウンロードすること。

## 7. 質問書の受付及び回答

### (1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、開封確認を付した電子メールにより質問書(様式3)を担当部局宛に提出する。また、電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行う。

(2) 質問の受付期間

令和7年8月4日(月)から令和7年8月8日(金)17時00分まで(必着)

※受付期間以降に提出された質問書は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年8月15日(金)までに全ての質問及び回答を木更津市公式ホームページに掲載する。

8. 参加意向申出書及び応募資格確認書類の提出

(1) 提出書類

- ① (様式1) プロポーザル参加意向申出書
- ② (様式2) 会社概要 会社パンフレット添付可
- ③ (様式4) 業務実績調書
- ④ 法人登記事項証明書又はその写し(発行3か月以内のもの)
- ⑤ 国税及び地方税の直近年度の納税証明書(発行3か月以内のもの)
- ・法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書  
(国税通則法施行規則第9号書式その3の3)
- ・本店所在地の都道府県民税の納税証明(完納証明可)
- ・本市に支店又は事務所が存在する場合は、本市税に未納がないことを証する証明書(全税目)

(2) 提出期限

令和7年8月22日まで(厳守)

(3) 提出方法

担当部局へ持参もしくは郵送により提出すること。

- ① 持参の場合は、木更津市役所閉庁日(土、日、祝日)を除く  
各日8時30分から17時00分までに担当部局へ直接提出すること。
- ② 郵送の場合は、上記受付期間内必着とし、配達記録が残る方法を執ること。
- ③ 提出書類については、紙媒体で1部(正本1部)提出すること。

提出先

事務局(資産管理部財産活用課)

〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10-19

木更津市役所 資産管理部財産活用課

9. 提案資格確認結果通知

提案された申出書の内容について、提案資格を満たしているか確認し、令和7年9月1日(月)に参加意向申出書提出者全員にその結果を電話により連絡するとともに、提案資格確認結果通知を発送する。なお、参加が認められなかった者に対しては、その理由を記載して通知する。

10. 提案書の提出

提案書の提出要請が通知された応募者は、下記により提出すること。

ただし、辞退届の提出がなく、提案書の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。

- (1) 提出期間 令和7年9月1日(月)から9月5日(金)まで(厳守)
- (2) 提出時間 開庁日の8時 30 分から 17 時00分まで(日曜開庁日は除く)
- (3) 提出先 事務局(資産管理部財産活用課)

〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10-19

木更津市役所 資産管理部財産活用課

(4) 提出書類

① 提案書(様式 5)及び内容

所在地・会社名・代表者を記入し、押印したうえで表紙とする。

本業務について、仕様書の内容を踏まえて以下の 3 点について企画提案を作成すること。

提案1)提案する機器の性能、配置等について(広告ディスプレイ含む)

提案するシステム等の概要及び仕様(交付用番号表示モニター等の機器の機能、操作方法、職員への研修等を含む)、配置場所、市民の利便性及び職員の業務効率を高めるために工夫した点などについて

提案2)市政情報、広告の発信の手法について

広告の募集(審査)・制作・放映方法、行政情報の制作・放映方法、広告の審査及び確認体制

提案3)自社の優位性や特に提案したい事項、導入することによるメリット等

業務を進める上で、効果的な独自提案等について

② 業務実施体制(任意様式)

提案書とは別に実施・保守体制について明記すること

③ 広告掲載料の提示額(様式 6)

見積金額には放映に係る電気代を含めない

(5) 提出部数

正本1部(代表者印を捺印したもの)と副本9部を作成し A4 縦長ファイルに綴じて提出すること。

(6) 提出方法

持参又は郵送(配達確認ができるもので、提出期限までに必着)

11. 辞退届の提出

提案書提出要請の通知を受けた応募者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届(様式 7)
- (2) 提出期限 令和 7 年9月5日(金)17 時00分まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
- (4) 提出先 事務局(資産管理部財産活用課)

〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10-19  
木更津市役所 資産管理部財産活用課

## 12. 選定審査会の開催

### (1) 開催日時

令和7年9月12日(金)午前10時00分から  
※集合時間等は事業者ごとに別途通知する。

### (2) 開催場所

木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室  
駅前庁舎住所:木更津市富士見一丁目2番1号

### (3) 実施方法

企画提案書に関するプレゼンテーション方式とする。なお、実施方法等については次のとおりとする。

- ① プレゼンテーションの時間は1者あたり35分以内とする。
- ② プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- ③ プレゼンテーション会場への入場者は4名以内とし、業務の主担当者が説明等の対応を行うこと。
- ④ プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル等は、本市が用意する。なお、パソコン及びその他必要な関連機器については、提案者が用意すること。
- ⑤ プレゼンテーションは、提出書類(プレゼンテーション用に提案書類に記載した内容を転記したパワーポイント資料の使用は認める。)を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。

※提案書提出時にくじを引き、番号の大きい提案者から当日のプレゼンテーションを開始する。

※提案者を参集してくじを引くものではなく、提案書提出時にくじを引く。

※提案者がいない場合には、本公募型プロポーザルの実施を取り止める。

## 13. 審査・選定方法

### 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、選定審査会を設置し、選定審査会委員が提出された提案書に基づくプレゼンテーション審査の内容について、下記「審査項目及び評価項目」により採点を行う。その上で、以下(1)及び(2)のいずれも満たす者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点者が2者以上になった場合は、選定審査会委員の協議により受託候補者を選定し、提案者が1者のみの場合であっても、選定審査会(プレゼンテーション方式)の開催を経て、受託候補者とするか決定する。

(1) 合計得点が、以下の式を満たしている者

合計得点 $\geq$ 評価項目の合計点(100点) $\times$ 審査会委員の人数 $\times 0.6$

例)審査会委員6名の場合

360点未満となった提案者は、受託候補者として選定されない。

(2) 合計得点が最も高い者提出書類により、上記応募要件を満たしている者を選定対象とし、かつ、提案書の内容、事業実績、プレゼンテーションに基づき、内容を総合的に評価し、1事業者を選定する。

なお、提案者がいない場合は、取りやめるものとする。

#### < 審査評価点 >

##### 審査項目及び評価項目

| 審査項目       | 評価項目                          | 評価点 |    |
|------------|-------------------------------|-----|----|
| 機器の性能      | 番号案内表示システム機器等の仕様(機種及び性能)について  | 15  | 60 |
|            | 設置するディスプレイ(広告含む)機器等の仕様・配置について | 5   |    |
| 市政情報・広告の発信 | 映像の制作・放映方法・構成                 | 10  |    |
|            | 民間企業の広告内容の審査体制                | 10  |    |
| 提案事項       | その他、提案の独創性などの評価               | 20  |    |
| 業務実施体制     | 機器の設置、運用、保守、維持管理体制            | 10  | 10 |
| 業務遂行能力     | 市職員への研修体制                     | 5   | 10 |
|            | 同種業務の導入実績                     | 5   |    |
| 広告収入       | 本市に納入する広告掲載料の提示額              | 15  | 15 |
| プレゼンテーション  | 業務取り組みへの意欲、質問などへの対応           | 5   | 5  |

#### 14. 評価、選定に関する留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- ② 虚偽の記載や不正が認められた場合。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。また、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与えることがあった場合。

- ⑤ 本実施要領に違反すると認められた場合。
  - ⑥ プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。
  - ⑦ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げた場合。
  - ⑧ 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。
- (2) 必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
  - (3) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
  - (4) 提出された参加表明及び企画提案にかかる書類は返却しない。なお、審査以外の目的で使用しない。
  - (5) 本プロポーザルは、最適な参加者を選定するために行うものであり、協定後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
  - (6) このプロポーザル手続きにおいて、本市が配布した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

## 15. 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、令和7年 9 月 18 日(木)までにプレゼンテーション参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。
- (3) 審査結果は、本市のホームページにおいて、受託候補者の名称及び得点並びに受託候補者以外の得点を公表する。

## 16. 協定の締結

- (1) 協定内容の協議
  - ① 提案内容に基づき、協定書及び仕様書の内容を本市と受託候補者との間で協議により決定した上で、再度、広告掲載料の提示額を徴し協定を締結する。
  - ② 受託候補者に事故があり、協定締結が不可能となった場合又は受託候補者との協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議のうえ協定を締結する。
- (2) 協定の締結後

受託候補者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、本市は協定を解除できるものとする。

事務局

〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10-19

木更津市役所 資産管理部財産活用課

電話:0438-23-8046

E-mail:zaisan@city.kisarazu.lg.jp